

平成29年7月7日

各 位

会社名 三光合成株式会社 代表者名 代表取締役社長 黒田 健宗 (JASDAQ・コード 7888) 問合せ先 取締役上級執行役員 芹川 明 (TEL. 0763-52-7105)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年8月29日開催予定の第84回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

(1)目的の削除

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的を一部削除するものであります。

(2) 取締役の員数の増員

取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役等の増員が可能となるよう員数を7名以内から9名以内に2名増員するものであります。 (現行定款第18条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 合成樹脂材料積層品、レジンの製造及びそれらの	1~5 (現行どおり)
合成樹脂成形品の製造並びに販売	
2.機械、電気部品の製造及び組立加工	
3. 合成樹脂成形用金型の設計、製造並びに販売	
4. 工業製品のデザイン、設計、試作並びに販売	
5. 工業用ロボット、各種機械器具の自動制御装置の	
設計、製造並びに販売	
6. 労働者派遣事業	(削除)
<u>7</u> . 前各号に附帯関連する一切の事業	<u>6</u> . 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条~第17条(条文省略)	第3条〜第17条(現行どおり)
(員数)	(員数)
第18条	第18条
当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
第19条~第39条(条文省略)	第19条~第39条(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 29 年 8 月 29 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 29 年 8 月 29 日 (予定)

以上